



各位

会 社 名 シェアリングテクノロジー株式会社 代表者名 代表 取締役 CEO 森吉 寛裕 (コード:3989 東証グロース)

問合せ先 管 理 部 長 矢野 悟 (TEL.052-414-6025)

役員人事並びに定款の一部変更、 資本金の額の減少(減資)及び剰余金の処分に関するお知らせ

シェアリングテクノロジー株式会社(以下:シェアテク)は、本日開催された取締役会において、「定款の一部変更」及び「資本金の額の減少(減資)及び剰余金の処分」を2022年12月22日開催予定の第16期定時株主総会に付議することを決議いたしました。また、同取締役会において役員人事について内定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任は同定時株主総会における承認並びに総会後の取締役会において正式決定する予定です。

記

1. 役員人事

(1) 取締役候補者

氏名	役職名	選任の種別
森吉 寛裕	代表取締役 CEO	再任
片山 善隆	取締役 C00	再任
植田 栄作	取締役	再任
原田 千秋	取締役 監査等委員(社内)	_*
淺井 啓雄	取締役 監査等委員(社外)	_*
善利 友一	取締役 監査等委員(社外)	_*

※任期中であり、変更ありません

2. 定款の一部変更

- (1) 変更の理由
 - ① 事業目的に関する変更

将来の事業活動の多様化に対応するとともに、当社の現状により即した目的に整理する ため、現行定款第2条(目的)の目的事項を変更案のとおり整理・統合するものであり ます。

- ② 事業環境の変化に対応しつつ、迅速な経営の意思決定を行う体制を継続するため、取締役の階層を減らすことを目的に、現行定款第21条(代表取締役及び役付取締役)の役付取締役の地位を一部削除するものであります。
- ③ 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入に関する変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- I. 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- II. 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項 の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- III. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

<u> </u>						
現行定款			婆	<u> </u>	更	案
(目的)		(目的)				
第2条 当会社の目的は次のとおりとする。		第2条 当会社の目的は次のとおりとする。				
1	インターネットのシステム開発、		1	暮らしの	つお困り	ごと解決サービス
	販売			事業		
2	インターネットのポータルサイ		2	暮らしの	りお困り	ごと解決のための
	卜開発、運営			仲介サー	-ビス及	び斡旋ならびにこ
3	情報提供、収集、広告、宣伝に関			れに関す	トるイン	/ターネット等の通
	する業務			信ネット	トワーク	及び電子技術を利
4	旅行業法に基づく旅行業			用した名	 香情報	提供サービス事業
5	損害保険代理店業		3	建設業		
6	労働者派遣業		4	旅行業法	に基づ	く旅行業
7	有料職業紹介業		5	損害保険	代理店	業
8	宿泊業		6	電気通信	言に関す	る業務
9	総合レンタル業		7	労働者派	派遣事業	美及び有料職業紹介
10	電気通信に関する業務			事業		
<u>1 1</u>	仮想通貨に関する業務		8	前各号に	二附帯関	連する一切の業務
<u>12</u>	前各号に附帯する一切の業務					

現行定款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削解)
(新 設)	(電子提供措置等) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役会長、</u> 取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役)第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定めることができる。
(新 設)	(附 則) 1 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 2 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日2022 年 12 月 22 日 (予定)定款変更の効力発生日2022 年 12 月 22 日 (予定)

3. 資本金の額の減少(減資)及び剰余金の処分

(1) 資本金の額の減少及び剰余金の処分の目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的としたものであります。

なお、本件は発行済株式総数及び純資産額を変更することなく、資本金の額のみを減少いた しますので、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えるものではありま せん。

(2) 資本金の額の減少の内容

① 減少する資本金の額

会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき資本金 1,309,168,600 円のうち 1,299,168,600 円 を減少して、10,000,000 円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、新株予約権の行使に伴い株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

② 資本金の額の減少の方法

払戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額 全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき以下の通りその他資本剰余金の一部を減少させて繰越利益剰余金の欠損を補填するものであります。

なお、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、上記(2)により増加するその他資本剰余金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額を繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

- ① 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 1,299,168,600円
- ② 増加する剰余金の項目及びその額繰越利益剰余金 1,299,168,600 円
- (4) 資本金の額の減少及び剰余金の処分の日程(予定)
 - ① 取締役会決議日 2022 年 11 月 15 日
 - ② 債権者異議申述最終期日 2022年12月13日
 - ③ 定時株主総会決議日 2022年12月22日
 - ④ 効力発生日 2022 年 12 月 23 日

4. 今後の見通し

本件は、「純資産の部」の科目間における振替処理であり、純資産の額に変動はございません。 なお、上記内容につきましては、2022年12月22日開催予定の定時株主総会において承認可決 されることを条件としております。